（熱中症特別警戒情報を発表する場合）

第二条　法第十九条第一項の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　特定の日における気圧、気温、相対湿度、日射量、風等の気象に関する情報を基に算出される値（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の最高値が、一の都道府県内の全ての情報提供地点（別表情報提供地点の欄に掲げるものを除く。）において三十五以上となることが予測される場合

二　（略）

（指定の申請）

第七条　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～五　（略）

六　資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面

七・八　（略）

別表（第二条関係）

都道府県	情報提供地点
青森県	酸ケ湯
岩手県	薮川、区界
福島県	桧原、鷲倉、桧枝岐
栃木県	那須高原、土呂部、奥日光
群馬県	草津、田代
長野県	菅平、軽井沢、開田高原、野辺山
山梨県	河口湖、山中
静岡県	井川
岐阜県	六厩、宮之前
和歌山県	高野山
高知県	本川
長崎県	雲仙岳
熊本県	高森

（熱中症特別警戒情報を発表する場合）

第二条　法第十九条第一項の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　特定の日における気圧、気温、相対湿度、日射量、風等の気象に関する情報を基に算出される値（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の最高値が、一の都道府県内の全ての情報提供地点において三十五以上となることが予測される場合

二　（略）

（指定の申請）

第七条　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～五　（略）

六　資本の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面

七・八　（略）

（新設）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○防衛省令第十号

防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百七条第七項及び第百十一条の二並びに自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百四十九条第二項の規定により読み替えて適用する航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七十六条第一項、第七十六条の二、第七十九条ただし書、第百三十二条の九十第二項及び第百三十二条の九十一の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

防衛大臣　小泉進次郎